

憲法第9条改定に反対し、憲法をいかに政治を求める意見書（案）

（日本共産党堺市議会議員団提案分）

安倍首相は、2017年5月3日に憲法第9条に新たに自衛隊の存在を記述するなど2020年を新しい憲法が施行される年にしたいと述べた。この発言後、憲法改定への動きが強まっている。

戦後70年以上にわたって、わが国が海外で戦争をしてこなかったのは、憲法第9条があったことは言うまでもないが、あわせて歴代の自民党政権が「憲法第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認について規定しているが、わが国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。わが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められる」との解釈に立ち、自衛隊は海外で戦争するための軍力ではなく、専守防衛を任とするものであり「憲法9条とは矛盾しない」との認識を繰り返してきたことが大きく作用してきた。

しかし、安倍首相の考えは、この歴代の自民党政権が主張してきた憲法解釈をさらに踏み越えようとするものであり、憲法に記述する自衛隊とは、災害等において人命救助や被災地復旧に頑張る自衛隊でも、専守防衛に徹する自衛隊でもない。

それは、安全保障関連法案により集団的自衛権の行使が可能となる自衛隊であり、憲法違反の安全保障関連法案を合憲にしようとする、すなわち海外で戦争できる国に変えようとすることに他ならない。

また、安倍首相は「憲法に自衛隊を明記しても何も変わらない」とも主張しているが、何も変わらないなら、国民投票までして憲法を変える必要はない。

そもそも、憲法第9条に自衛隊の存在を記述すれば、法律の内容が矛盾する場合『後法優先の原則』に則り、後で制定された法律が、先に制定された法律に優先して適用されることから、憲法第9条第2項が空文化、死文化することは避けられない。

共同通信社が、2017年11月に実施した全国世論調査によると、憲法第9条に自衛隊を明記する首相の提案に対し、賛成が38.3%、反対が52.6%となっており、2018年1月13日に実施した同様の調査でも、賛成35.3%、反対52.7%であり、国民の多数は日本が再び海外で戦争する国になることは望んでいない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、国民の理解を得られない憲法第9条改定を行わず、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が活かされる政治を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年6月 日

堺市議会